

犬の散歩のマナーを守りましょう

犬を家族の一員としてマナーを守って大切に飼っている人がいる一方で、マナーを守らない一部の飼い主に迷惑している人からのさまざまな苦情が、数多く届いています。

苦情の内容には、次のようなものがあります。

- ▶ 散歩中の犬のふん尿を家の前や道路上に放置し、処理をしないため困っている。
- ▶ 散歩中に犬の毛づくろいを行い、抜けた毛をそのまま道路上に放置する。
- ▶ リードを外して散歩をしている犬に、飼い犬が噛まれてけがをした。

庭先や道路上にふん尿を放置すると悪臭や害虫が発生し、生活環境に悪影響を及ぼします。ふん尿の後始末はペットには責任がありません。飼い主の責任であり、最低限のマナーです。

散歩の際は、

- ビニール袋やティッシュ、スコップ、水を入れたペットボトルを必ず携帯する。
- 尿をした所には多めの水を流す。
- ふんは家まで持ち帰る。
- 事故防止のため、散歩の際は必ずリードを付けるようにする。

最低限のマナーを守り、良好な生活環境の維持にご協力をお願いします。

☎ 地域振興課 ☎ 932-1438 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線217)



TOWN TOPICS 8/1~8/7 水は大切な資源です

8月1日の「水の日」から、8月7日までの1週間は、「水の週間」となっています。

この「水の週間」では、水資源の有限性、重要性に対する関心と理解を深めるため、街頭キャンペーンを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症再拡大により、街頭キャンペーンは実施せず、役場庁舎窓口、アザレアホール、図書館の公共施設で啓発チラシなどを配布しました。

福岡都市圏には、大きな川がないなど地理的に水資源に恵まれないため、福岡都市圏で使用する水道水の約3分の1を筑後川の水に頼っています。

私たちの暮らしに必要な水は限りある大切な資源です。節水にご協力をお願いします。



庁舎窓口での配布状況



のぼり旗の設置

TOWN TOPICS 8/6 ふれあい夏フェスが開催されました

須恵第三小学校区コミュニティ「ふれあいレインボー」主催の「ふれあい夏フェス」が開催されました。

須恵高校吹奏楽部のオープニング演奏の後、ダンスなどのステージがあり、エンディングには花火が打ち上げられました。

会場は手指消毒や食事テーブルの削減など新型コロナウイルス感染症対策が講じられており、たくさんの来場者が夏の夜のひとときを楽しみました。



ふれあい夏フェスを楽しむ来場者

TOWN TOPICS 8/7 須恵町消防団 糟屋地区消防操法大会小型ポンプの部優勝!

第54回糟屋地区消防操法大会が、粕屋中部消防署で行われました。この大会は2年に一度、各市町大会で優勝した小型ポンプの部および自動車ポンプの部の各8チームで争い、上位2チームが県大会に出場します。

須恵町は、小型ポンプの部に乙植木分団、自動車ポンプの部に甲植木分団が代表として出場しました。乙植木分団は見事激戦を制し、優勝しました。9月4日(日)に開催される福岡県消防操法大会に糟屋地区代表として出場します。甲植木分団は惜しくも入賞はなりませんでした。2年後の同大会での優勝を誓いました。

大会結果は次のとおりです。(3位まで)

- 小型ポンプの部 ①須恵町消防団 ②新宮町消防団 ③宇美町消防団
- 自動車ポンプの部 ①志免町消防団 ②久山町消防団 ③新宮町消防団



消費生活 110番

高額な布団のクリーニングやリフォームを勧誘する訪問販売にご注意ください!

事例1 3日前、「無料で布団のクリーニングをしましよか?」と営業の男性が自宅にやってきた。「今使っている布団を見せて」と言われ、押し入れの中の布団を見ると、「このままでは虫や湿気にやられる。この薬を入れておきましょう」と高額な除菌パッドを入れたので仕方なく契約してしまっ。解約したい。

相談事例 (80歳代 女性)



事例2 7日前、「以前購入してもらった羽毛布団にクリーニング10年保証がついていたと業者が来訪した。当時契約した会社は倒産したので引き継いだという。布団を見せたら「ほつれがあり、羽毛が出てしまっている」と言われ、10万円のリフォームする契約を勧められた。よくわからないまま、手持ちの現金4万円を支払い、業者に布団を預けた。布団の受け取り時に残りのお金を払う約束をしたが、家族に知られ解約するよう言われている。

アドバイス (70歳代 女性)

突然訪問してきた業者を自宅に上げる前に、訪問の目的を確認し、必要ないときはきっぱりと断りましょう。
訪問販売で購入した場合、契約書面を受領して8日間は布団を使用していてもクリーニング・オフ(無条件解除)が可能です。
クリーニング・オフ期間が過ぎても、契約時に業者の説明にうそがあった場合などは取り消しの主張ができる場合があります。

高齢者、特に一人暮らしの判断能力が不十分な人が狙われやすく、次々に不要なものを買わされたとの相談も多数寄せられています。周囲の見守りが大切です。
困ったときは、諦めずにかすや中南部広域消費生活センターまでご相談ください。

消費生活相談のお知らせ
かすや中南部広域消費生活センター

▼開設日 月曜～金曜 (祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時～15時30分

▼場所 志免町地域安全安心センター2階 (志免町志免中央1の10の10)

▼問い合わせ先 ☎ 936・1159 4 ☎ 936・1161 0 FAX 936・1161 0

※相談の際は電話で連絡ください。

かすや中南部広域消費生活センターホームページ